

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は減少が続き、令和2年の国勢調査では平成27年調査に比べ9.7%減の42,091人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所による最新（令和5年）の推計では、令和32年までに19,552人まで減少すると推測されている。

また、本市の産業構造については、製造業、建設業、卸売業・小売業の付加価値額の合計が市全体の55%を超えている※1。これは、県及び国より高い比率となっており、本市の重要な産業となっている。

一方で、本市の就業者数は平成27年から令和2年の5年間で7.0%減少しており※2、産業別には第1次産業で10.8%、第2次産業で11.1%、第3次産業で5.1%の減少が見られる※3。このため、市内中小企業者にとって人手不足が顕著になっており、労働生産性も全国平均、県平均より低くなっている。上述した本市の重要な産業の付加価値額も減少傾向にあり、平成28年から令和3年の5年間で、製造業は4.6%、建設業は32.8%、卸売業・小売業は18.6%の減少が見られる※4。

※1 地域経済分析システム（RESAS）産業構造マップ付加価値額（企業単位）大分類2021年より

※2 平成27年及び令和2年国勢調査での比較

※3 平成27年及び令和2年国勢調査での比較

※4 平成28年経済センサス及び令和3年経済センサスでの比較（製造業）

(2) 目標

企業誘致、企業支援などによる雇用の安定化、人口の確保を図りつつ、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性を向上させ、企業の継続的な成長、地域経済及び市民所得の向上を目指す。これを実現するために、計画期間中に6件（3件／年）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、建設業、卸売業・小売業など多岐にわたり、全ての産業における雇用の確保に併せ、先端設備等の設備投資による生産効率向上の実現が必要となる。

このことから、多様な産業の設備投資を支援する観点により、本計画において対象

とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、山間部含め広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、建設業、卸売業・小売業など多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、新サービスの開発や生産プロセスの改善、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月23日～令和9年7月22日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。